

欧州統一特許／統一特許裁判所制度 現状と見込み



www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryo



06-6351-4384(代表)



iplaw-osk@harakenzo.com



1. 背景 – 制度実現の大幅遅延

欧州統一特許 (European patent with unitary effect) : 参加国全域で単一的保護を与える特許。

統一特許裁判所 (Unified Patent Court: UPC) : 欧州統一特許と従来型の欧州特許に関する訴訟の専属管轄となる裁判所。

(1) **UPC協定** (Agreement on a Unified Patent Court) : 欧州統一特許制度と統一特許裁判所制度を実現させる協定。

協定発効には、独、英、仏(UPC協定署名の前年において最も欧州特許が多い3カ国)を含む13カ国の批准が必要。

(2) **PAP議定書** (Protocol to the Agreement on a UPC on provisional application) : 円滑な移行を確実にするための準備として、UPC協定を暫定適用する議定書であり、UPC協定より先に発効させる必要がある。議定書発効には、UPC協定自体の批准とは別に、13カ国の批准が必要。

(3) **制度実現の遅延** : 2012年末に制度の創設の合意がなされて以来、UPC協定の発効が待たれていた。

※英のEU離脱による影響の見極め、独でのUPC協定の批准に対する憲法上の異議を申し立てる訴訟のため、制度の実現が大幅に遅れていた。

2. 最近の動向 – 実現に向け前進

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

■ 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。

(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)

■ 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。

■ 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!

配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。